

特定建設工事共同企業体協定書（記入例）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 飯塚市発注に係る「〇〇工事」（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負
- (2) 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇・△△ 特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を 〇〇市〇〇〇〇〇〇番地 に置く。

（成立及び解散の時期）

- 第4条 当企業体は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3カ月を経過するまでの間は、解散することはできない。
- 2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇市〇〇〇〇〇〇番地  
〇〇建設株式会社

△△市△△△△△△番地  
△△建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について、発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の割合は変わらないものとする。

〇〇建設株式会社                      〇〇      %

△△建設株式会社                      △△      %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定、その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行                      とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事しゅん工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第 13 条 決算の結果、利益金を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができないものとする。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成するものとする。

3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に規定する割合に加えた割合とするものとする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合においては、脱退構成員には利益金の配当は行わないものとする。

(構成員の除名)

第 16 条の 2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第 17 条 構成員のうち工事途中において破産又は解散した者がある場合においては、第 16 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 17 条の 2 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員が共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社 外 1 者は、上記のとおり 〇〇・△△ 特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 3 通を作成し、各構成員が記名押印の上、構成員各自が所持し、1 通は競争入札参加資格申請のため飯塚市に提出する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住 所	飯塚市新立岩〇〇番地	
商号又は名称	〇〇建設株式会社	
代表者職・氏名	代表取締役 〇〇 〇〇	実印

住 所	飯塚市新立岩△△番地	
商号又は名称	△△建設株式会社	
代表者職・氏名	代表取締役 △△ △△	実印

## 特定建設工事共同企業体協定書を作成する際の注意事項

### 1. 特定建設工事共同企業体協定書（様式第3号）について

#### (1) 本様式について

特定建設工事共同企業体協定書の作成は、「記入例」の赤字の ○ △ □ の箇所に記入してください。

#### (2) 名称（第2条）

特定建設工事共同企業体の名称を記入してください。

名称は、組・建設等及び(株)・(有)を抜いた企業名で、代表者、その他の構成員の順番でお願いします。

(例) ○○建設(株) (株) △△組 の場合

○○・△△特定建設工事共同企業体 となります。

#### (3) 所在地（第3条）

代表者の所在地を記入してください。

#### (4) 設立の時期（第4条）

第4条第1項の日付には、本件入札公告において指定した入札参加申込期間（平成30年6月22日から平成30年7月13日まで）において、特定建設工事共同企業体を結成した結成年月日を記入してください。

#### (5) 日付

協定書の日付は、第4条で記入した、特定建設工事共同企業体を結成した年月日を記入してください。なお、入札参加資格確認申請書・特定建設工事共同企業体結成届・誓約書・使用印鑑届・特定建設工事共同企業体委任状は、本市に持参される日を記入してください。

#### (6) 代表者の名称（第6条）

第5条の構成員の中から代表となる1者の名称のみを記入してください。所在地等は記入する必要はありません。

#### (7) 取引金融機関（第11条）

取引金融機関名は、○○銀行と記入してください。なお、支店名の記入の必要はありません。

(8) 製本

袋とじにて製本することし、袋とじに際しては、表裏ともに共同企業体構成員全ての割印を押印し、全てのページの上部余白に、共同企業体構成員全員の印にて捨印をお願いします。

(9) 使用印

協定書に押印する印鑑は、実印（契約課に届け出ている使用印鑑ではありません。）を使用してください。

**※各様式共通事項**

**使用印鑑届の使用印鑑欄以外は、全て各業者の実印を押印してください。**